

## 生物多様性保全の推進に関する基本協定書（案）

平成 22（2010）年 10 月、愛知県名古屋市において開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、我が国が提案していた「国連生物多様性の 10 年」を国連総会で採択するよう勧告することが決定され、同年 12 月の第 65 回国連総会で平成 23（2011）年から平成 32（2020）年までの 10 年間で、愛知目標の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む「国連生物多様性の 10 年」とする決議が採択された。環境省では、これを受けて平成 23（2011）年 9 月に「国連生物多様性の 10 年日本委員会」を設立し、公益社団法人日本動物園水族館協会は、その構成団体として多様なセクターと連携しながら、我が国の生物多様性を保全し、その重要性を伝えていく取組を始めている。

愛知目標は 20 の個別目標からなるが、目標 12 に絶滅危惧種の保全、目標 9 に侵略的外来種対策が掲げられている。絶滅危惧種の保全においては、生息域内保全だけでなく、生息域外保全の推進も重要である。我が国では、生息域外保全の多くの事例において、公益社団法人日本動物園水族館協会及び同協会正会員所属園館によって自主的に実施されてきた経緯がある。

平成 21（2009）年 1 月に環境省が策定した「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針（以下「生息域外保全基本方針」という。）」では、公益社団法人日本動物園水族館協会は、環境省とともに実施主体として位置付けられており、日本の野生動植物種の絶滅を回避するためには、両者がより一層連携して取り組む必要がある。

外来種については、生物多様性国家戦略 2012 2020 においても我が国の生物多様性の危機の 1 つに挙げられており、環境省では、平成 26 年度に「外来種被害防止行動計画（仮称）（以下「行動計画」という。）」を策定し、及び「侵略的外来種リスト（仮称）」を作成する予定であり、我が国の外来種対策について、各主体の役割を含む具体的な行動の指針等を示すこととしている。公益社団法人日本動物園水族館協会には、外来種の適正飼養の推進、外来種に関する普及

啓発や調査研究、防除手法に対する専門的助言、外来種の同定への協力等の役割が期待されている。

加えて、公益社団法人日本動物園水族館協会では、平成 24 (2012) 年度の組織改正により、新たに生物多様性委員会を設置し、平成 25 (2013) 年度の通常総会においては「国内外の園館や関係省庁、関係機関、地域の人々との連携を強化し、生物多様性の保全に向けた活動をさらに推進していきます」と決議している。

公益社団法人日本動物園水族館協会（以下「甲」という。）と環境省自然環境局（以下「乙」という。）は、これまでに実施してきた取組を踏まえ、まずは絶滅危惧種の生息域外保全及び外来種対策等に係る取組に関して一層の連携を図ることにより、我が国の生物多様性保全の一層の推進に資することを目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡調整会議）

- 第 1 条 甲及び乙は、我が国の生物多様性保全の推進に係る連携を図るため、甲と乙の連絡調整会議（年に 1 回程度）を開催する。
- 2 甲及び乙は、連絡調整会議において本協定書に記載されている取組に関する実施状況報告を行うとともに、必要に応じて取組の円滑な推進を図るための所要の調整を行う。
- 3 甲及び乙は、本協定書に記載されている取組に関する具体的な調整を図るため、必要に応じて関係担当者による会議を開催する。

（定義）

第 2 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 絶滅危惧種 最新の環境省レッドリストの掲載種のうち、絶滅危惧 IA 類（CR）、絶滅危惧 IB 類（EN）及び絶滅危惧 類（VU）をいう（本協定において生息域外保全を検討しうる種として野生絶滅（EW）も含む。）
- (2) 生息域外保全 我が国の絶滅のおそれのある野生動植物種を、その自然の

生息地外において、人間の管理下で保存することをいう（生息域外保全基本方針における語句の定義参照）。

- (3) 外来種 導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去又は現在の自然分布域外へ移動させることをいう。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域をいう。）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる亜種若しくは変種又はその生物が交雑することにより生じた生物を含む。）

（絶滅危惧種の生息域外保全における連携）

第3条 甲及び乙は、生息域外保全基本方針に沿って、絶滅危惧種の生息域外保全の取組を連携して実施する。

- 2 乙は、甲の協力の下、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）の国内希少野生動植物種について、環境大臣等の定める保護増殖事業計画に基づく生息域外保全を実施しようとする場合には、甲の生物多様性委員会を窓口として調整を行い、必要に応じて、当該種の生息域外保全に関する協力依頼内容を明記した文書を自然環境局野生生物課希少種保全推進室長名で発出することにより甲に依頼する。当該文書は年度ごとに発出することとする。
- 3 甲は、前項の依頼があった場合には可能な範囲で協力し、甲及び甲の正会員所属園館が当該種の生息域外保全を実施する際には、その実施する内容について自らの保護増殖事業計画を作成し、種の保存法第46条に基づく環境大臣の確認又は認定を受けて実施するものとする。
- 4 第2項の場合において、乙は、環境大臣等の定める当該種の保護増殖事業計画に基づく生息域外保全の取組に係る実務の調整を、当該種の保護増殖事業を所管する地方環境事務所又は自然環境事務所の野生生物課を窓口として行う。
- 5 第2項の場合において、甲は、環境大臣等の定める当該種の保護増殖事業計画に基づく生息域外保全の取組に係る調査研究の実施等について、乙と協議の上、関係する大学及び研究者等との調整を行う。
- 6 甲は、絶滅危惧種について、甲の正会員所属園館における飼育実績等の生

息域外保全実施状況に係る情報収集・整備を行い、乙に提供する。

- 7 甲及び乙は、前項の情報を基に飼育下繁殖技術等の科学的知見が不足している分類群又は種を抽出し、類似種への応用性が高いこと及び実現性等の効果について協力して検討を行った上で、必要に応じて相互にその技術確立に協力する。
- 8 甲又は乙は、生息域外保全基本方針に基づき、特定の絶滅危惧種（第2項の依頼があった種を除く。）の生息域外保全を実施する場合、必要に応じて可能な範囲で相互の取組に協力する。

（外来種対策における連携）

第4条 甲及び乙は、行動計画策定以降は、これを踏まえ、外来種対策を連携して実施する。

- 2 甲は、乙に対して、乙が取りまとめた侵略的外来種リスト（仮称）の掲載種（以下「侵略的外来種」という。）の防除手法に対する専門的助言、侵略的外来種に関する調査研究への協力及び侵略的外来種の同定への協力を必要に応じて行う。

（普及啓発及びその他の活動）

第5条 甲及び甲の正会員所属園館並びに乙は、絶滅危惧種の保全及び外来種に係る内容の生物多様性保全に資する普及啓発を実施する場合、必要に応じて相互の取組に協力する。

- 2 甲及び乙は、本協定に定めのある事項以外の生物多様性保全に資する活動を行おうとする場合であって、相互に有する専門的知見の活用が有用と認めるときは、可能な範囲で相互の取組に協力する。

（協定の変更）

第6条 本協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の有効期限等)

第7条 本協定は、その締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により本協定の終了を申し出ない限り継続するものとする。

(その他)

第8条 本協定の実施に関し必要な事項、本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

本協定成立の証として、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自で各1通を所持するものとする。

平成26年5月22日

甲 公益社団法人 日本動物園水族館協会  
会 長 山 本 茂 行

乙 環境省自然環境局  
局 長 星 野 一 昭